平成２１年（フ）第９００号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町25番16号
債務者　内山　　亮
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番55―31号
債務者　福山美登里
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目16番27―216号　アビターレ小松原
債務者　田畑　英毅
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目10番18号　ＭＳビル302号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目10番18号　北マンション302号
債務者　長渡　博史
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目26番地１　武岡市住2531号
債務者　上野　勝己
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目16番27―111号
債務者　小辻　　健
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２２号
北海道沙流郡日高町字美原46番地の５
債務者　川部　　強
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町５丁目１番４号
債務者　外山　沙季
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
北海道浦河郡浦河町常盤町42番地の２
債務者　渡邊さや可
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
北海道沙流郡日高町門別本町29番地の１
債務者　上田アキ子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
北海道日高郡新ひだか町静内浦和24番地の４
債務者　田中美与栄
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
北海道小樽市清水町28番20号　山田方、前住所北海道小樽市桜２丁目32番16号
債務者　菅原　沙織
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５６号
北海道小樽市入船４丁目１番13号
債務者　飛田　清彦
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６５号
北海道小樽市住吉町14番22号　霞方、住民票上の住所北海道小樽市高島１丁目７番３号
債務者　高根雄一郎
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６９号
北海道小樽市相生町９番14号　アメニティ相生Ⅲ、前住所北海道小樽市高島５丁目８番32号
債務者　小山　英明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７０号
北海道小樽市長橋２丁目22番４号　グループホーム自由の丘、前住所北海道小樽市長橋３丁目７番７号　石橋病院
債務者　松本　　博
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７１号
札幌市東区北17条東５丁目２番５号　大友恵愛園、前住所札幌市東区北26条東20丁目５番18号　丸山ハイツ102号
債務者　松本　貞子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部